

Title	顕昭略年譜
Sub Title	
Author	川上, 新一郎(Kawakami, Shinichiro)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1985
Jtitle	三田國文 No.3 (1985. 3) ,p.39- 44
JaLC DOI	10.14991/002.19850300-0039
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19850300-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

顯昭略年譜

川上新一郎

本稿は顯昭の略年譜である。

顯昭の生年は未詳であるが、大治五年（一一三〇）生れと仮定して作成した。

本稿の作成に当っては先学の著書・論文によった所が多い。厚く謝意を表す。また、紙幅の都合上、考証はそれらに譲って簡略とした他、不確定な事蹟や、年代推定に大きな幅のあるものは省略した。

参照した著書・論文のうち主なものは以下の通りである。その考証によった事項には……氏説と注記した。但し、『平安朝歌合大成』については『大成』とし、歌合番号を付した。また、勅撰集、私撰集は『新編国歌大観』番号、私家集は『私家集大成』番号によって示した。

久曾神昇氏『顯昭・寂蓮』（昭17刊）

久曾神昇氏『日本歌学大系』別巻二、四、五解題（昭33、55、56刊）

萩谷朴氏『平安朝歌合大成』七、八（昭38、40刊）

井上宗雄氏『平安後期歌人伝の研究』（昭53刊）

橋本進吉氏「法橋顯昭の著書と守覚法親王」（『史学雑誌』大9・3、著作集第十二冊『伝記・典籍研究』昭47刊所収）

西沢誠人氏「顯昭攷——仁和寺入寺をめぐる——」（『和歌文学研究』28昭47・6）

西村加代子氏「仁和寺和歌圈と顯昭——覚性法親王時代における——」（神戸大学『国文論叢』9昭57・3）

西村加代子氏「仁和寺移住前後の顯昭」（神戸学院女子短期大学紀要）15昭57・3）

大治五年（一一三〇）

是歳、顯昭生れるか（久曾神氏説）。父母ともに未詳。後、藤原顯輔の猶子となる。

永治元年（一一四一）

このころ、初めて和歌を詠む（顯昭陳状）跋。

天養元年（一一四四）

一歳

一二歳

一五歳

七月一日より久安二年(一一四六)十一月廿二日にかけて、叡山東塔

西谷寂靜房等にて『俱舍論』を書写校合するか(『平安遺文』題跋

編、七〇四、一六四五—一六四六、一六八五—一六八六、一七五
八号)。

久安五年(一一四九)

二〇歳

七月 山路歌合に出詠する。判者、藤原頭輔(『夫木抄』卷一八、

七二四七、『大成』三四五)。

仁平元年(一一五一)

二二歳

是歳 父頭輔、『詞花集』を撰進。頭昭、若年の上、比叡山にあつ

たため、撰集にかかわらず、入集もなし(『詞華集注』)。

久寿元年(一一五四)

二五歳

正月十九日 源俊頼家自筆本により『散木奇歌集』を書写校合する

(書陵部本『散木奇歌集』Ⅱ『私家集大成』本奥書)。(2)

五月 母死す。出自、年齢未詳(『統詞花集』卷九、四一九、『今撰

集』雜、一八六)。

久寿二年(一一五五)

二六歳

五月七日 父頭輔薨す、六六歳。頭昭悲嘆の歌を詠ず(『今撰集』

雜、一八六)。

永暦元年(一一六〇)

三一歳

七月 太皇太后宮大進清輔朝臣家歌合に出詠する。撰歌か。判

者、源通能、二条天皇(歌合証本、『大成』三五二)。(追記1)

永万元年(一一六五)

三六歳

七月廿八日 二条院崩。まもなく『統詞花集』成るか(井上氏説)。

三首入集。

是歳 『今撰集』を撰ぶか(久曾神、井上氏説)。自歌を一〇首(一

四二を含む)撰入。

仁安元年(一一六六)

三七歳

是歳 中宮亮重家朝臣家和歌合に出詠する。判者、藤原頭広(歌合

証本、『大成』三六一)。(追記2)

仁安二年(一一六七)

三八歳

正月卅日 源頼政の叙従四位下に際し、慶びの歌を贈答する(『源

三位頼政集』六〇三—四)。

二月 清輔朝臣家歌合に出詠する。衆議判(『夫木抄』卷三十四、一

六〇九〇、『大成』三六三)。

八月 太皇太后宮亮平経盛朝臣家歌合に出詠する。判者、藤原清輔

(歌合証本、『大成』三六五)。

仁安年間 藤原清輔、経平(伝未詳)と共に『和歌現在書目録』を

編す。真名序は七月、仮名序は十月と記す(太田品二郎氏『桑

華書志』所載「古蹟歌書目録」日本学士院紀要12の3昭29・11、

井上氏説)。頭昭撰として『今撰集』『桑門集』を登載する。

嘉応元年(一一六九)

四〇歳

正月七日 藤原重家と贈答する(『太宰大貳重家集』四一一)。

是歳 頼輔家歌合に出詠する(『千載集』卷十一、六六七、『大成』

三七四)。

是歳 成範卿家歌合に出詠する。判者、藤原俊成(『夫木抄』卷四、

一一二〇、『大成』三七七)。

嘉応二年(一一七〇)

四一歳

五月廿九日 実国家歌合に出詠する。判者、藤原清輔(歌合証本、

『大成』三七八)。

是歳か 俊成卿家十首会に出詠する(『女玉集』卷四、三六七、安

井久善氏「俊成卿家十首会」をめぐって」語文25 昭41・12、松野陽一氏「藤原俊成の研究」昭48刊、六九八頁⁵⁾。

承安元年(一一七一)

四二歳

八月十三日 全玄法印房歌合に出詠する。判者、藤原清輔(『高良玉垂宮神秘書紙背』、『夫木抄』巻四、一一一九、『大成』三八五)。是歳 経盛卿家歌合に出詠する(『月詣集』巻一、二四、『大成』三八三)。

承安二年(一一七二)

四三歳

三月十九日 藤原清輔の白河尚齒会に出席し、垣下和歌を詠む(『春春白河尚齒会和歌』、『群書類従』巻五三〇所収)。

閏十二月 東山歌合に出詠する。判者、藤原清輔(『月詣集』巻二、九九、『夫木抄』巻八、二八四九、『大成』三八八)。

是歳 公通家十首に出詠する(『万代集』巻十四、二八二〇、『大成』別二六、松野陽一氏「公通家十首」をめぐって)和歌文学研究39昭53・9掲載例会発表要旨⁷⁾。

安元元年(一一七五)

四六歳

三月 重家卿家歌合に出詠する(『夫木抄』巻十一、四二七七、『大成』三九六)。

安元二年(一一七六)

四七歳

四月廿日 河原院歌合を主催。判者、藤原清輔(『実隆公記』別記、文明十五年八月廿二日条、『大成』四〇五)。

十月卅日 再び河原院歌合を主催。判者、俊恵(『実隆公記』別記、文明十五年八月廿二日条、『大成』四〇六)。

治承元年(一一七七)

四八歳

六月廿日 兄藤原清輔卒、七四歳(『玉葉』、『愚昧記』、『顯広王記』)。

治承二年(一一七八)

四九歳

三月十五日 権禰宜賀茂重保別雷社歌合に出詠する。判者、枳阿(歌合証本、『大成』四一〇)。

八月 或所歌合の判者をつとめる(歌合証本、『大成』四二二)。

是歳か、日吉社恋五首歌合に出詠する。判者、枳阿か(『夫木抄』巻三十四、一六〇〇九、『大成』四一九、松野氏前掲書四二五頁)。

このころ 治承三十六人歌合成るか(谷山茂氏『未中世歌合集』上解題昭34刊)著作集四昭58刊所収、井上氏説)。顯昭は十五番右。

治承三年(一一七九)

五〇歳

十月十八日 右大臣家歌合に出詠する。判者、枳阿(歌合証本、『大成』四二六)。

治承四年(一一八〇)

五一歳

六月二日 福原遷都。これに際し、平経盛と贈答する(『経盛卿家集』一一五—一六)。

十二月廿二日 入道藤原重家薨。五三歳(『山槐記』、『公卿補任』)。

寿永元年(一一八二)

五三歳

十一月 『月詣集』成る。現存部分に一六首入集する。是歳 俊恵七十賀に出席し、詠歌する(『月詣集』巻一、五二)。

このころまでに『万葉時代之勸文』(散佚)『万葉集時代難事』(古今秘注抄)成るか(久曾神氏説)。また仁和寺に移住するか(久曾神氏説)。元暦まで下るとする説あり(西沢氏説)。

寿永二年(一一八三)

五四歳

五月八日 『拾遺抄注』成り、守覚法親王に進らす(奥書)。

七月 『後拾遺抄注』(於勝功德院)成り、守覚法親王に進らす(奥書)。

七月 『後拾遺抄注』(於勝功德院)成り、守覚法親王に進らす(奥書)。

七月 『後拾遺抄注』(於勝功德院)成り、守覚法親王に進らす(奥書)。

七月 『後拾遺抄注』(於勝功德院)成り、守覚法親王に進らす(奥書)。

八月二日 紫金台寺にて『俊頼無名抄』を書写する(顯昭本奥書、

久曾神昇氏「俊秘抄について」国語と国文学昭14・3、岡田希雄

氏「久曾神氏の「俊秘抄について」を読む」国語国文昭14・9)。

八月 『詞華集注』成り、守覚法親王に進らす(奥書)。

十月七日 『散木集注』成り、守覚法親王に進らす(奥書)。

十二月 『古今集序注』成り、守覚法親王に進らす(奥書)。

是歳 『後撰集注』『金葉集注』『堀河百首注』(いずれも散佚)成

り、守覚法親王に進らすか(久曾神氏説)。

元暦元年(一一八四)

五五歳

二月七日 『柿本朝臣人麻呂勸文』成る(奥書)。

九月 賀茂社歌合(判者、師光入道)に再判を加える(長明無名

抄、『大成』四五二)。

同月 『後拾遺抄注』(於長尾直廬)及び『詞華集注』に補訂を加え

る(奥書)。

文治元年(一一八五)

五六歳

十月八日より十一月十七日にかけて『古今集注』成り、守覚法親王

に進らす(奥書)。

文治二年(一一八六)

五七歳

正月廿四日 『古今集序注』に声点等を加え、守覚法親王に重ねて

奉る(奥書)。

十月廿二日 太宰権帥経房歌合に出詠する。衆議判(歌合証本、

『大成』四六二)。

文治三年(一一八七)

五八歳

七月 貴布禰社歌合に出詠する(高良玉垂宮神秘書紙背歌書、『夫

木抄』卷三十四、一六一五三、『大成』四六四)。

九月廿日 『千載集』奏覧。實際は翌文治四年四月成る。一三首入

集。

建久元年(一一九〇)

六一歳

七月廿二日 『拾遺抄注』を重ねて守覚法親王に奉る(奥書)。

建久二年(一一九一)

六二歳

三月三日 若宮社歌合に出詠する。判者もつとめる(歌合証本、『群

書類従』卷一八九所収)。

三月六日より八月にかけて『古今集注』を重ねて守覚法親王に奉る

(奥書)。

九月五日 『古今集序注』に更に声点等を加え、守覚法親王に奉る

(奥書)。

是歳 『玄玉集』成るか(松野陽一氏「玄玉和歌集考」立正女子短

期大学部研究紀要14昭45・12)。現存部分に一五首入集する。

建久四年(一一九三)

六四歳

二月十三日 釈阿(俊成)室没。顯昭弔問歌を贈る(『続古今集』

卷十六、一四二八)。

十一月十四日 仁和寺大聖院において『俊頼無名抄』を校合する

(顯昭本奥書、岡田希雄氏前掲論文)。

是歳秋・冬 六百番歌合(判者、釈阿)披講される。顯昭出詠、難

陳に加わる。翌五年にかけて『顯昭陳状』成るか(松野陽一氏

『藤原俊成の研究』、久曾神氏説)。

このころ 文治年間から書き継がれた「袖中抄」撰筆か(岡田希雄

氏「袖中抄の著述年代に関する疑問」国語国文昭7・4、5、8、

久曾神氏説、竹下豊氏「晩年の顯昭——『六百番歌合』を中心と

して——」国語国文昭51・5)。

建久五年(一一九四)

六五歳

三月 『勅撰和歌作者目録』を撰ぶ(奥書)。

三年春か(有吉保氏『千五百番歌合の校本とその研究』昭43刊)。

七三歳

夏 左大将良経家名所題歌合に出詠する(『雲葉集』卷十、『続後拾遺集』卷九、五九四、久保田淳氏『藤原家隆集とその研究』昭43刊、四七〇—四頁)。

八月十日 『古今集』を弟子石清水権別当法眼幸清に譲与する(日本大学図書館蔵『古今集』奥書、西沢氏論文所引)。

七六歳

建久六年(一一九五)

六六歳

正月廿日 民部卿家歌合に出詠する。判者、枳阿(歌合証本、『群書類従』卷一八九所収)。

三月廿六日 『新古今集』竟宴。二首(他に切出歌一首)入集。

七七歳

建久九年(一一九八)

六九歳

十一月十一日 上覚より『和歌色葉』を示され、識語を加える(奥書、岡田氏「袖中抄の著述年代に関する疑問」、久曾神氏説)。

九月廿八日より十月二日まで石清水権別当法印幸清に『古今集』を伝授する(書陵部蔵伏見宮旧蔵顯昭本奥書)。

七八歳

是歳より翌正治元年にかけて『御室五十首』を詠進する(有吉保氏『新古今和歌集の研究基盤と構成』昭43刊、二二頁以下)。

承元元年(一二〇七)

七八歳

正治二年(一二〇〇)

七一歳

二(三イ)月五日 御室撰歌合成る。判者枳阿。加判は翌建仁元年に及ぶか(歌合証本、『群書類従』卷一九〇所収、有吉保氏前掲書、松野陽一氏前掲書四八二頁)。顯昭八首撰入される。

五月 『日本紀歌注』成り、源家長に付して後鳥羽院に奉り法橋位を請い、許される(『明月記』五月廿日条)。又、六日に印稚(雅カ)これを書写する(橋本進吉氏「東京文科大学国語研究室所蔵の仮名日本紀に就いて」史学雑誌4・7、著作集第十二冊所収)。

八〇歳

閏二月一日 良経邸十題歌合に出詠する。判者、藤原季経(『明月記』二月廿五日、閏二月一日条)。

是歳 長尾社歌合に出詠する(『夫木抄』卷二十六、一二一九三、西沢氏説)。顯昭最終事蹟。

八月廿六日 三百六十番歌合結番。實際は翌建仁元年成るか。二三首撰入される(序、『天理善本叢書』所収)。

注1 この顯昭が若き日の歌人顯昭であるという確証はないが、このころ顯昭は叡山に居住していたと考えられ、また一五歳位という年齢も僧侶の書写者としては若年すぎはしないので、歌人顯昭である可能性は高いと思われる。

是歳秋々冬 石清水若宮歌合に出詠する。判者、源通親(歌合証本、古典文庫『中世歌書集』所収)。

2 顯昭の奥書に続く宝治元年(一二四七)九月廿七日の「六旬有余翁」(福田秀一氏『中世和歌史の研究』昭47刊、一三一頁では「或いは知

建仁元年(一二〇一)

七二歳

是歳 千五百番歌合に出詠、恋二、三の判者もつとめる。判完了は

是歳 千五百番歌合に出詠、恋二、三の判者もつとめる。判完了は

家か」とされる)の奥書によれば、顕昭の和歌文書は弟子の印雅、更に石清水幸清法印、超清法印(幸清子)と伝えられたがその後散佚したという。印雅は伝未詳だが、書陵部蔵伏見宮旧蔵顕昭本『古今和歌集』(昭36書陵部複製)の真名序末識語に署名する他、顕昭の『日本紀歌注』を書写しており(承元元年条参照)、幸清は顕昭より『古今集』を伝えられている(建仁二年、建永元年条参照)。

3 『大成』では、証本に「永万二年」とあること、及び人名呼称から、改元前、八月廿七日以前とする。但し、『太宰大式重家集』は仁安元年の項の末尾に配列する。

4 『大成』は『太宰大式重家集』の配列から、夏・秋の開催とする。

5 安井、松野両氏とも嘉応二年(一一七〇)正月十四日承安二年(一一七二)五月十六日の成立と考証され、松野氏は更に、歌の内容から嘉応二年七月廿六日の俊成の任皇后宮大夫の際の可能性が高いとされる。

6 『太宰大式重家集』の配列からは是歳夏の位置にあるが、『大成』は歌題から春開催とする。

7 『太宰大式重家集』の配列から三月—十月の開催とされている。

8 俊恵七十賀は顕昭の他に『月詣集』に賀茂重保(主催、巻一、五一)成全法師(巻一、五三)、『親盛集』(九六)の三首の歌が知られる。『月詣集』に入集しているのは歳十一月以前の開催と考えられる(杉山重行氏「賀茂重保考」日本大学「経済集志」51別号、昭56・11)。

9 『袖中抄』は大部なため、成立が長期に亘ることも考えられ、年代を確定することが難しい。竹下氏御指摘のように六百番歌合の歌が引用されているが、主要部分の執筆はやはり文治年間か。

10 久保田氏に次いで青木賢蒙氏、藤原良経全歌集とその研究(昭51刊、二三八頁)は更に「新古今集63有家」「雲葉集冬部丹後」をこの時の作として加えるが、題がやや異なる等多少疑問がある。

11 久曾神昇氏「古今和歌集成立論 研究編」(昭36刊、一〇七頁)所引の伝伏見天皇宸筆本にも同一の奥書がある。

12 この顕昭が歌人顕昭であるか否か甚だ疑わしいが、『花押かがみ二』(鎌倉時代一、一四五頁)に掲げられたこの文書の花押(110)が、既述の伏見宮旧蔵顕昭本『古今集』に印された顕昭のものではないかと言われる花押(『花押かがみ』はそれを歌人顕昭のものと断じ、同書

九五頁に別に掲げる)に似ているため、或いは、いずれも歌人顕昭の花押と考えることも可能かもしれない。ただ、その場合、『花押かがみ』が、110(一)と同一人のものでして掲げる110(二)(三)の顕昭花押は、それぞれ建暦元年(一一二二)、建保五年(一一二七)のものであり、歌人顕昭とは考え難いという不都合が生ずるが、(二)と(三)の花押は(一)や『古今集』のものとは少し形が異なるようにも見えるので、(一)と『古今集』の花押を歌人顕昭(二)と(三)は別人とすることも可能かもしれない。後考を俟ちたい。

13 なお、「うらやましいかななる人の渡るらん我をみちびけ法の橋もり」という歌により法橋位を得たとする説話がある(『十訓抄』第十、『沙石集』巻五下)。

追記1 応保元年(一一六一) 三二歳

7月二日より廿二日にかけての二条天皇内裏百首に出詠する(『今撰集』恋、一三〇、『太宰大式重家集』)。

2 是歳正月十日藤原成範の母紀二位没(公卿補任)藤原成範、脩範の項参照。八月、顕昭、成範を弔う(治承三十六人歌合)中納言成範卿の項、『続後撰集』巻十八、二二四〇。